

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十二号

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年佐賀県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中

分 離 課 税	
土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	
先物取引の事業・雑所得	

を

に改める。

分 離 課 税	
土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	
上場株式等の配当所得	
先物取引の事業・雑所得	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。